

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月30日

京都市長 梶本頼兼

## 京都市規則第139号

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部を改正する規則

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「次の各号に掲げるもの」を「事業の用に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上である建築物」に改め、同条各号を削る。

第5条中「3,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に改める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に事業の用に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満である建築物（大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗を除く。以下「新規事業用大規模建築物」という。）の所有者である者に対するこの規則による改正後の京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第3条第1項の規定の適用については、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの期間に係る同項に規定する減量計画に限り、同項中「毎年5月31日」とあるのは、「平成19年7月31日」とする。
- 3 この規則の施行の際現に新規事業用大規模建築物の所有者である者に対する改正後の規則第4条第1項の規定の適用については、同項中「当該事業用大規模建築物の全部又は一部が事業の用に供された日から30日以内」とあるのは、「平成19年7

月21日まで」とする。

4 改正後の規則第5条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第13条第2項に規定する事業用大規模建築物建築主としない。

(1) 平成19年5月1日前に新規事業用大規模建築物の新築（建築物の床面積を変更し、又は既存の建築物の全部若しくは一部の用途を変更することにより事業用大規模建築物とすることを含む。）、増築、改築又は移転（以下「新築等」という。）の工事に着手する者

(2) 平成19年5月1日以後に新規事業用大規模建築物の新築等の工事に着手する者で、この規則の施行の日前に建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けたもののうち、市長が特にやむを得ない事情があると認めるもの

5 平成19年4月10日までに建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知（以下「申請等」という。）をした者で、同年5月1日以後に新規事業用大規模建築物の新築等の工事に着手することを予定しているもの（前項第2号に該当する者を除く。）に対する改正後の規則第6条の規定の適用については、同条中「建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知をする前」とあるのは、「平成19年4月10日まで」とする。

6 平成19年5月1日前に新規事業用大規模建築物の新築等の工事に着手することを予定していた者で、同日以後に新規事業用大規模建築物の新築等の工事に着手することとなったもの（附則第4項第2号に該当する者を除く。）に対する改正後の規則第6条の規定の適用については、同条中「建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知をする

前に」とあるのは、「速やかに」とする。

(環境局循環型社会推進部廃棄物指導課)